

関局一課 2-172
令和4年12月19日

関東信越法人会連絡協議会
会長 池田 一義 殿

関東信越国税局
課税総括課長 篠原 和幸

帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置に関する周知等の協力依頼について（依頼）

平素より、税務行政につきまして深い御理解と多大な御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

令和4年度税制改正において、記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保し、帳簿の不保存や記載不備を未然に抑止するため、過少申告加算税・無申告加算税の加重措置が講じられました。

今般、当該加重措置に関して、その概要や適用上の留意点等を取りまとめたリーフレット等をホームページに掲載しておりますので、傘下各団体及び各会員の皆様に周知いただくなど、周知広報に関して御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【掲載資料一覧】（ホームページ掲載日：令和4年10月28日）

- ① 制度概要リーフレット
- ② 帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置に関するQ&A
【掲載先 URL】 <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/01.htm#a-14>
- ③ 所得税、法人税、地方法人税及び消費税の過少申告加算税及び無申告加算税（加算税）の取扱いについて（事務運営指針）〔一部改正〕
【掲載先 URL】 <https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/jimu.htm>

貴会におかれましては、記帳方法の照会があった際には必要に応じて本改正内容も御説明いただき、引き続き適切な記帳義務の履行に向けて所要の御指導をいただきますようお願いいたします。

協力依頼に関するお問合せ先

関東信越国税局 課税総括課 調整係
連絡先：048-600-3111（内線 2317・2319）

（注）資料の内容に関するお問合せは国税局電話相談センター等に対応しており、上記お問合せ先ではお受けしておりません。